

平成 28 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ エ ル シ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 萩 尾 陽 平  
社 長

問 合 せ 先 経 営 太 田 宏 義  
管 理 本 部 長  
(TEL 03-5414-8360)

当社と株式会社ウォーターダイレクトとの経営統合  
(ブランド統合並びに株式交換、持株会社体制への移行)  
のお知らせ

当社及び株式会社ウォーターダイレクト（本社：山梨県富士吉田市、代表取締役執行役員社長：樋口宣人）（以下「ウォーターダイレクト」といい、当社及びウォーターダイレクトを総称して「両社」といいます。）は、株式交換及び会社分割により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」（ウォーターダイレクト商号を変更予定。以下「持株会社」といいます。）を親会社とする持株会社体制に移行し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）することを合意いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本経営統合により、連結ベースで宅配水事業者として顧客数において業界首位となることを目指しております。本経営統合を行うことで、品質と天然水の価値にこだわったサービスによるお客様満足度の向上への取組みをより一層加速させ、企業価値を高め、お客様や株主の皆様、その他の関係者の皆様のご支持をいただけるよう、取り組んで参ります。

本経営統合のために、当社は平成 28 年 4 月 14 日の取締役会において、ウォーターダイレクトは平成 28 年 4 月 15 日開催の取締役会において、経営統合に関する基本合意書（以下「本統合契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。本統合契約において、当社は、ウォーターダイレクトとの間で、(i)両社が展開するウォーターサーバーのブランドを統合すること、(ii)ウォーターダイレクトを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換契約（以下かかる株式交換を「本株式交換」といいます。）を締結すること、(iii)本株式交換の効力が発生することを条件として、ウォーターダイレクトの宅配水事業に係る権利義務の全部を、ウォーターダイレクトが新設する完全子会社（以下「本分割準備会社」といいます。）に会社分割により承継させ持株会社体制へ移行すること（以下「本会社分割」といいます。）、及び(iv)ウォーターダイレクトの商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」にそれぞれ変更することを、合意しております。

なお、(i)本株式交換は、当社においては平成 28 年 5 月 13 日開催予定の定時株主総会、ウォーターダイレクトにおいては平成 28 年 5 月 13 日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ承認を受けたうえで、平成 28 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として行う予定であり、(ii)本会社分割は、ウォーターダイレクトにおいて平成 28 年 5 月 13 日開催予定の臨時株主総会における承認決議など所定の手続きを経たうえで、平成 28 年 7 月 1 日（予定）を効力発生日として、実行する予定です。

本経営統合については、ウォーターダイレクトの平成 28 年 4 月 15 日付「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」も併せてご参照ください。

## 記

### I. 本経営統合

#### 1. 本経営統合の背景及び目的

当社は、全国の商業施設等にブースを出店し、直接お客様に商品の説明などの販売促進をして契約をいただき、セールス・プロモーションを用いた販売事業を得意分野とし、同社の子会社であるプレミアムウォーター株式会社（以下「プレミアムウォーター」といいます。）において採水地や栄養成分、品質にこだわった天然水「PREMIUM WATER」を展開しております。ウォーターダイレクトは、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で一貫して手掛け、工場からお客様に水ボトルを直接お届けするサービスを強みとし、「選べる3種の天然水 CLYTIA」及び子会社を通じて「iDEAL WATER」を展開しております。両社は平成20年1月より宅配水に関する取引を開始し、また、平成24年4月にはプレミアムウォーターがウォーターダイレクトとOEM契約を締結し、同社から製品の供給を受けるなど、互恵的な関係を構築して参りました。

そのような中、大手企業の宅配水業界への参入や競業他社間の業務提携等の動きがあること等を考慮し、平成27年3月頃より、両社においても今後の事業展開や提携関係の強化について協議しておりました。その結果、宅配水業界において両社が一定のシェアを保ち、かつ成長を持続させていくためには、これまで以上の強固な協力・協業体制にて宅配水事業に取り組むべきであるとの考えに至り、宅配水市場におけるサービスの質的向上、内容的拡充・深化、新たな価値の創造を目指し、平成27年4月28日に業務提携に関する契約を両社間で締結いたしました。その後、平成27年6月24日に開催した定時株主総会を経て、ウォーターダイレクトが当社の萩尾代表取締役社長を取締役に招聘するなど、協力・協業体制を着実に築いて参りました。

当社においては、宅配水事業におけるシェアが拡大しつつある中、ウォーターダイレクトとの経営資源の共有による安定的な生産能力確保や販路の拡大、顧客満足度の向上を図ることができる等、ウォーターダイレクトとのさらなる連携強化が、数多くのお客様の支持をいただいているセールス・プロモーションを用いた販売という自身の強みを活かすことに繋がり、企業価値向上に資するものと考えております。

一方、ウォーターダイレクトは、販売促進費増加の抑制や営業能力拡充等のウォーターダイレクトに不足するノウハウをいち早く導入するために、販売力において独自の強みを持つ当社との経営統合を図ることが、企業価値向上のために有効であると考えております。同時に、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを一貫して手掛けるというウォーターダイレクトの強みを維持強化することや、過去の事業の整理など、ウォーターダイレクト固有の課題に自ら取り組むことは本来先決であることから、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進め、これらの施策により、経営統合の効果を発揮しやすい態勢を整え、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指すとのことです。

また、宅配水業界においては、昨今、大手企業による有力宅配水事業者の買収や、大手企業と有力宅配水事業者との資本業務提携など、業界再編の動きが目立っておりますが、本経営統合により、株式会社プレミアムウォーターホールディングス及びその連結子会社（以下「プレミアムウォーターグループ」といいます。）の事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、新規顧客獲得数の傾向からみて本経営統合後は連結ベースで宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになるものと考えております。また、本経営統合によって、当社が子会社を通じて展開する「PREMIUM WATER」とウォーターダイレクトグループが展開する「CLYTIA」及び「iDEAL WATER」との3つのブランドを統合することで、業界におけるプレゼンスや市場における知名度をより一層高め、顧客サービスの向上を図ると共に効率化を実現することができると考えております。ブランドの統合においては、新たな販売活動・サービス運営において、上記3つのブランドを「PREMIUM WATER」に一本化して展開する予定です。具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしております。

このように、両社において本経営統合を進めることが、両社の企業価値の向上において、最も早期かつ確実に、最も大きな効果を生む選択であると考えております。

具体的には、本経営統合により、①当社の営業能力やセールス・プロモーションのノウハウを活かし、ウォーターダイレクトの生産能力の裏付けを伴う、顧客数の増加、顧客満足度の強化、中長期的な収益の成長が期待でき、②ブランド統合によりスケールメリットを創出でき、サービスの質を向上しやすくなり、③両社の組織を効率化することができ、④近い将来におけるアジア展開の素地を築くことを狙うこともできる、等の

効果が得られ、企業価値最大化が図られるものと考えます。また、資本規模が拡大することで、顧客数の増加等を支える販売費等の営業支出やウォーターサーバー取得のための支出、設備投資等を可能とするための資金調達を行いやすくなることが想定されます。

両社は、本経営統合を実現するための協議及び交渉において、①ウォーターダイレクトによる当社の完全子会社化、②持株会社体制への移行、③ウォーターダイレクトによる資本増強及び資金調達、という一連の手法を取ることが最適であるとの結論に至りました。本株式交換によって、当社はウォーターダイレクトの100%子会社となりますが、同時に、ウォーターダイレクトが、その宅配水事業に関する権利義務の全部（子会社株式を含みます。）を本分割準備会社に承継させる本会社分割を実施し、かつ、ウォーターダイレクトの商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に変更し、本分割準備会社はその商号を「株式会社ウォーターダイレクト」に変更する（以下、本会社分割及び商号変更後の本分割準備会社を「新生ウォーターダイレクト」といいます。）ことで、新生ウォーターダイレクトと当社を、上場会社である持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行する予定です。

このような一連の手法をとった理由は、両社においては人事制度や組織文化も異なることから、段階的な組織統合が望ましいと認識し、現時点で合併などの方法をとるよりも合理的であると考えたためです。また、ブランド統合において、具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしているものの、既存顧客や取引先への説明を行いながら段階的に統合を実現していくため、持株会社の下に事業会社が並存することで、それぞれの既存事業を継続的に運営しながら統合のための十全な準備ができる体制としております。

商号変更においては、統合予定の3つのブランドの中で、継続的に最大の月間販売件数を記録している「PREMIUM WATER」にブランドを統合し、国内及び海外の市場への浸透を図っていく狙いから、上記の新商号を選択したものです。

（注）ウォーターサーバーに使用する水のボトルについて、使いきりボトルをお届けする「片道方式」のサービス形態です。他の形態として、使用後のボトルを回収し再利用する「リターナブル方式」があります。

## 2. 本経営統合の概要及びスキーム

両社は、以下の方法により本経営統合を実現する予定です（「別紙1）本経営統合のスキーム概要図」も併せてご参照ください。）。

### （1）ウォーターダイレクトによる当社の完全子会社化

ウォーターダイレクトは、平成28年5月13日開催予定のウォーターダイレクトの臨時株主総会において承認を受け、ウォーターダイレクトを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を行い、ウォーターダイレクトが当社の発行済株式の全てを取得いたします。なお、当社が発行する株式には、普通株式とA種優先株式があり、当社普通株式に対してはウォーターダイレクト普通株式を交付し、当社A種優先株式に対しては、ウォーターダイレクト第5回普通社債を交付いたします。詳細は、「Ⅱ. 本株式交換」をご参照ください。

### （2）持株会社体制への移行

ウォーターダイレクトが予めウォーターダイレクトの完全子会社である本分割準備会社を新設し、本分割準備会社に対してウォーターダイレクトの宅配水事業を会社分割（吸収分割）することにより、ウォーターダイレクトを持株会社化いたします。その結果、新生ウォーターダイレクトと当社を持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行することで、機動的な経営体制を確立します。なお、本会社分割の効力発生日において、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」とし、ウォーターダイレクトの商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」とする予定であり、ウォーターダイレクトは持株会社として引き続き上場を維持する予定です。詳細は、「Ⅲ. 本会社分割」をご参照ください。

### (3) ウォーターダイレクトによる資本増強及び資金調達

ウォーターダイレクトは、「Ⅰ. 本経営統合 1. 本経営統合の背景及び目的」に記載のとおり、ウォーターダイレクトは、当社との経営統合を図り、同時に、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めることで、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指せるものと考えているとのことです。そこで、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となる資産取得支出の資金を確保し、また、設備投資やシステム投資等、負債整理というウォーターダイレクト固有の資金需要を賄うため、本経営統合に際し、本新株予約権割当てによる資本増強及び資金調達を実行するとのことです。本新株予約権割当てに係る本新株予約権の内容には、本株式交換が効力発生することが行使条件として含まれております。

光通信は、本新株予約権割当てが実行された場合、本株式交換が効力発生することを条件として、光通信グループが本新株予約権割当てにより割当てを受けた本新株予約権を全て行使する旨を書面にてウォーターダイレクトに表明しているとのことです。

本新株予約権割当ての詳細は、ウォーターダイレクトの平成28年4月15日付「新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ」をご参照ください。

### (4) 本経営統合に関する主なスケジュール

本経営統合・本株式交換	当社取締役会決議日	平成28年4月15日
本株式交換	当社定時株主総会	平成28年5月13日（予定）
本株式交換・本会社分割・商号変更	効力発生日	平成28年7月1日（予定）

詳細は、「Ⅱ. 本株式交換」、「Ⅲ. 本会社分割」、「Ⅳ. 商号変更」をご参照ください。なお、本経営統合については、ウォーターダイレクトの平成28年4月15日付「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」及び「新株予約権（非上場）の株主割当て（無償割当て）に関するお知らせ」、光通信の平成28年4月15日付「ウォーターダイレクト連結子会社（株式会社ウォーターダイレクト及び株式会社エフエルシー）における経営統合の合意等に関するお知らせ」も併せてご参照ください。

## Ⅱ. 本株式交換

### 1. 本株式交換の目的

「Ⅰ. 本経営統合 1. 本経営統合の背景及び目的」をご参照ください。

### 2. 本株式交換の要旨

#### (1) 株式交換の日程

定時株主総会基準日（当社）	平成28年2月29日
取締役会決議日（当社）	平成28年4月14日
株式交換契約締結日（両社）	平成28年4月15日
定時株主総会開催日（当社）	平成28年5月13日（予定）
臨時株主総会開催日（ウォーターダイレクト）	平成28年5月13日（予定）
株式交換の予定日（効力発生日）	平成28年7月1日（予定）

（注1） 上記日程は、両社の合意により変更されることがあります。

#### (2) 本株式交換の方式

ウォーターダイレクトを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、当社においては平成28年5月13日開催予定の定時株主総会、ウォーターダイレクトにおいては平成28年5月13日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ、本株式交換にかかる契約（以下「本株式交換契約」といいます。）の承認を受けたうえで、平成28年7月1日を効力発生日として行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

	ウォーターダイレクト (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	530 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式等の交換比率	1 (第5回普通社債)	0.5 (A種優先株式)

なお、ウォーターダイレクト第5回普通社債の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行総額	金28億円
(2)	各社債の金額	金1億円
(3)	利率	年2.00%
(4)	払込に関する事項	本株式交換に際してウォーターダイレクトが当社A種優先株式2株を取得するのと引換えに、当社A種優先株式2株に対して各社債の1億円を割当て交付する。
(5)	償還金額	各社債の金額100円につき金100円
(6)	年限	4年と126日
(7)	償還期日	平成32年12月16日(金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日に繰り上げる。)
(8)	償還方法	償還期日における一括償還。但し、社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に買入償還することができる。
(9)	利払日	償還期日において全額を支払う。
(10)	発行日	本株式交換の効力発生日
(11)	発行の方法	本株式交換における対価として発行する。
(12)	発行の対象	当社A種優先株主
(13)	社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない。
(14)	担保及び保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
(15)	社債管理者の不設置	本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
(16)	財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

また、A種優先株式の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行株式数	A種優先株式 56株
(2)	発行価額	1株につき 金5,000万円
(3)	発行価額の総額	金28億円
(4)	優先配当金の額	普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1事業年度毎につき100万円
(5)	累積条項	剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積する
(6)	取得請求権	A種優先株主は、A種優先株式発行日から5年を経過した日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる
(7)	取得条項	A種優先株主又はA種登録株式質権者の承諾を得た場合、当会社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(8)	参加条項	なし
(9)	議決権	なし

(注1) 株式の割当比率

当社普通株式1株に対して、ウォーターダイレクト普通株式530株を割当て交付します。  
 当社A種優先株式1株に対して、ウォーターダイレクト第5回普通社債0.5枚を割当て交付します。  
 なお、本統合後の新会社において、金利や期間等についてより有利な条件で資金調達が可能となった場合には、当該社債を繰上償還し、より有利な資金調達に切り替えていくことを検討いたします。

(注2) 本株式交換により交付する普通株式の数

ウォーターダイレクトは本株式交換のため、ウォーターダイレクト普通株式13,664,460株（予定）を新たに発行し割当て交付する予定です。  
 上記の本株式交換により交付するウォーターダイレクト普通株式の数は、平成28年4月15日現在の当社の発行済株式総数（25,782株）に基づいて算出したものです。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、ウォーターダイレクトの単元未満株式（100株未満）を保有することとなる当社の株主の皆様（平成28年4月15日現在の当社の株主は14名ですが、そのうちのウォーターダイレクトの単元未満株式のみを保有することとなる株主の皆様は0名の見込みです。）は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、ウォーターダイレクトに対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換により交付するウォーターダイレクト株式に1株に満たない端数がある場合、ウォーターダイレクトは会社法第234条の規定に基づく取扱いをいたします。

(4) 本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記のとおりウォーターダイレクトの新株予約権を交付いたします。新株予約権者が当社の役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権は当社及びその子会社を含む本経営統合後のウォーターダイレクトグループの役職員に譲渡されることを想定していることから、ウォーターダイレクトグループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期

的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、当社が発行している新株予約権の対象である当社普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）に従って、ウォーターダイレクト普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的には当社が発行している新株予約権の行使価額を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価額となります。これらの新株予約権が全て行使された場合、ウォーターダイレクトの普通株式3,511,250株が新たに交付されることとなります。ウォーターダイレクトの第6回新株予約権、第7回(その1)、新株予約権第7回(その2)新株予約権、第8回新株予約権の発行要項につきましては、「別紙(2)本株式交換に際してウォーターダイレクトが発行する新株予約権の発行要項」をご参照ください。

なお、当社は、新株予約権付社債を発行しておりません。

	当社が発行している新株予約権				ウォーターダイレクトが発行する新株予約権			
		数 (総数)	目的となる 株式数 (注1)	行使価額 (注2)		数 (総数)	目的となる 株式数	行使価額 (注2) (注3)
①	第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株	452円
②	第2回(その2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回 新株予約権	15個	7,950株	452円
③	第3回(その1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その1) 新株予約権	1,500個	795,000株	377円
④	第3回(その2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その2) 新株予約権	1,000個	530,000株	377円
⑤	第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190株	377円

(注1) 当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類はいずれも当社の普通株式です。

(注2) 新株予約権の行使価額は、いずれも新株予約権の目的となる株式1株当たりの金額を記載しています。

(注3) ウォーターダイレクトが発行する新株予約権の行使価額は、当社が発行している新株予約権の行使価額を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

#### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

前記2.(3)「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換にかかる普通株式の交換比率及び種類株式に対して社債を割当てる比率（以下、「種類株式交換比率」といい、普通株式交換比率と種類株式交換比率を併せて以下、「本株式交換比率」といいます。）は、後記3.(4)「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、ウォーターダイレクトは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）を、本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、当社はダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。）を、普通株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。両社はそれぞれに本株式交換の実施を前提としない事業計画を持ち寄ったうえで、両社の少数株主への配慮を重視する観点から、本株式交換においては将来の業績に対する経営目標や積極的なコミットメントよりもむしろ、合理的な範囲で将来の不確実性を抑制できる計画値のもとで合意形成することが望ましいという共通認識に立って、両社間で整合性ある事業計画（ウォーターダイレクトから当社の子会社へのOEM供給と当社の子会社のウォーターダイレクトからの仕入が一致する事業計画）を作成し、第三者算定機関に提出いたしました。財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、慎重に協議・交渉を重ね、それぞれの第三者算定機関による算定結果を参照し、両社の少数株

主への配慮も踏まえ、当社は平成 28 年 4 月 14 日の取締役会において、ウォーターダイレクトは平成 28 年 4 月 15 日開催の取締役会において、本株式交換の交換比率はそれぞれの株主にとって妥当なものであるものと判断し、前記 2. (3) に記載の本株式交換比率により本株式交換を行うことを決議いたしました。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

## (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称及び上場会社との関係

ウォーターダイレクトの第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、当社の算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

### ② 算定の概要

プルータス・コンサルティングは、ウォーターダイレクト普通株式について、市場株価が存在することから市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

ウォーターダイレクト普通株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
ウォーターダイレクト	当社	
市場株価法	DCF 法	617 ～ 1,160
DCF 法	DCF 法	271 ～ 635

プルータス・コンサルティングは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成 28 年 4 月 14 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるウォーターダイレクト株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

DCF 法においては、プルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引くことによって企業価値を評価しています。ウォーターダイレクトの割引率は 3.841%～4.783%、当社の割引率は 3.886%～4.828%を採用しております。なお、プルータス・コンサルティングが DCF 法による算定の基礎とした当社の計画において、新規顧客獲得が平成 28 年 4 月から 11 月の実績値に対して同等程度に安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成 29 年 2 月期から平成 32 年 2 月期に大幅な増益を見込んでおります。ウォーターダイレクトの計画においても、新規顧客獲得が平成 28 年 4 月から 11 月の実績値に対して同等程度に安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成 29 年 3 月期から平成 32 年 3 月期に大幅な増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記のとおりです。なお、算定においては平成 32 年 3 月期までの計画を基礎としております。また、DCF 法における 1 株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた本新株予約権を全て行使することを前提としており、新株予約権行使に係る調達資金を企業価値に加算しておりません。

なお、ウォーターダイレクトは「I. 本経営統合 2. 本経営統合の概要及びスキーム (3) ウォーターダイレクトによる資本増強及び資金調達」に記載のとおり、本新株予約権割当てによる資本増強を予定している



ため、本株式交換比率の算定に伴い、両社にDCF法を採用した場合の普通株式交換比率について、本新株予約権の影響を勘案するための参考値を、プルータス・コンサルティングから取得しております。経営統合後の資金需要である①本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等に相当する資本増強の影響を排除する場合を考慮するため、仮に①に相当する資本増強が無かったものとし、ウォーターダイレクト固有の資金需要である②水源や工場等の設備投資等に係る資金、③顧客満足度向上のためのシステム投資等に係る資金、④子会社における過去の事業に関する負債整理の金額のみの資本増強を行ったとした場合の普通株式交換比率は、241～579 となるとの説明を受けております。

ウォーターダイレクト	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	10.5%	16.1%	7.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	13.0%	5.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

当社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.6%	18.4%	12.9%
営業費用成長率（年率）	9.1%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

また、プルータス・コンサルティングは、ウォーターダイレクト第5回普通社債について、参照しうる社債の流通利回りが存在しないこと、及び当該社債の金利がウォーターダイレクトの信用リスクを考慮した利率の範囲内にあることから、発行価額によって評価し、当社A種優先株式についてDCF法を採用することによって算定を行いました。

DCF法においては、当社A種優先株式発行要項に基づく将来キャッシュ・フローを1.834%～1.952%の割引率で現在価値に割り引くことによって評価しています。ウォーターダイレクト第5回普通社債の1枚当たりの価値を1とした場合の当社A種優先株式1株の評価は、0.50184～0.50451 となりました。なお、当社A種優先株主は、発行日から5年を経過した日（平成32年12月9日）において取得請求権を行使するものとし、取得請求権が行使された場合、発行会社によって当社A種優先株式が取得されることを算定の前提としております。

プルータス・コンサルティングは、本株式交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ウォーターダイレクト及び当社とそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータス・コンサルティングの本株式交換比率の算定は、DCF法については、平成28年3月31日とし、市場株価法については、平成28年4月14日までの情報及び経済条件を反映したものであり、ウォーターダイレクト及び当社の財務予測については、ウォーターダイレクト及び当社により現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。但し、DCF法におけるウォーターダイレクトの財務情報については平成27年12月末の情報を使用し、当社の財務情報については平成28年1月末の情報を使用しております。

一方、ダフ・アンド・フェルプスは、ウォーターダイレクト普通株式について、市場株価が存在することから市場株価法を、ウォーターダイレクトの事業に一定程度類似する事業を行う上場会社が複数存在し、類似会社比較による株主資本価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、ウォーターダイレクト及び当社の将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。具体的には、当社の株主資本価値をDCF法により評価すると共に、ウォーターダイレクトの株主資本価値を、市場株価法、

類似上場会社比較法及びDCF法の3手法により評価し、それらに基づいて株式交換比率を算定いたしました。

ウォーターダイレクト普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の当社普通株式の評価レンジは、以下のとおりです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
ウォーターダイレクト	当社	
DCF法	DCF法	508 ～ 549
類似上場会社比較法	DCF法	554 ～ 557
市場株価法	DCF法	570 ～ 725

ダフ・アンド・フェルプスは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年4月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部におけるウォーターダイレクト株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。類似上場会社比較法においては、事業内容等の類似性を考慮し、ジャパンフーズ株式会社、株式会社ダイオーズ等8社を類似会社として抽出し、減価償却前営業利益（EBITDA）に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。

DCF法においては、ダフ・アンド・フェルプスは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。ウォーターダイレクト及び当社の割引率は8.5%～9.5%を採用しております。なお、ダフ・アンド・フェルプスがDCF法による算定の基礎とした当社の計画において、新規顧客獲得が安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年2月期から平成33年2月期に大幅な増益を見込んでおります。ウォーターダイレクトの計画においても、平成29年3月期から平成32年3月期に大幅な増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記のとおりです。なお、算定においては平成33年3月期までの計画を基礎としております。また、DCF法における1株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた新株予約権を全て行使することを前提としており、新株予約権行使に係る調達資金を加算しております。

ウォーターダイレクト	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	9.6%	16.1%	5.8%
営業費用成長率（年率）	8.1%	13.0%	4.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

当社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.1%	18.4%	12.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

ダフ・アンド・フェルプスは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、ウォーターダイレクト及び当社とそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。類似上場会社比較法及びDCF法による評価は、平成28年2月29日までの情報及び経済条件を反映したものであり、ウォーターダイレクト及び当社の財務予測については、ウォーターダイレクト及び当社により現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、当社は、種類株式交換比率に関して、A種優先株式は無議決権株式であり、普通株式への転換権がなく、優先配当を超えて配当に参加する権利の無い、いわゆる「社債型」優先株であることから、普通社債との交換に関して算定書を取得しておりません。

#### (3) ウォーターダイレクトが上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換によってウォーターダイレクトが上場廃止となる見込みはありません。但し、本株式交換を前提として予定されている本公開買付けによる影響については、ウォーターダイレクトの平成28年4月15日付「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」及び光通信の平成28年4月15日付「当社連結子会社（株式会社ウォーターダイレクト及び株式会社エフエルシー）における経営統合の合意等に関するお知らせ」をご参照ください。

#### (4) 両社における公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、ウォーターダイレクトは、ウォーターダイレクトの親会社である光通信が、当社の発行済株式総数の78.9%（間接保有分を含む）を保有し、当社を連結子会社としていること、並びに当社の代表取締役社長である萩尾陽平氏をウォーターダイレクトの取締役に招聘していること、また、両社の間には後記4. (13)「当事会社間の関係」に記載のとおり関係があることから、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、平成27年10月頃、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、当社との間で真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成28年4月15日開催の取締役会で決議いたしました。ウォーターダイレクトは、ブルータス・コンサルティングへの依頼に先立ち、平成27年10月頃、法務アドバイザーとして弁護士法人港国際法律事務所（以下「港国際法律事務所」といいます）を、平成27年11月頃、会計アドバイザーとして株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます）を選定しました。

港国際法律事務所は、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある法的問題点の有無を調査するために平成27年11月頃、当社に対する法務デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該法務デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な法的問題点は発見されませんでした。

AGSコンサルティングは、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある会計的問題点の有無を調査するために平成27年11月頃、当社に対する会計デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該会計デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な会計的問題点は発見されませんでした。

一方、当社は、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、平成27年11月頃、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、ウォーターダイレクトとの間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成28年4月14日開催の取締役会で決議いたしました。

また、ウォーターダイレクトは、港国際法律事務所から、本株式交換に関する諸手続及びウォーターダイレクトの意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、港国際法律事務所及びAGSコンサルティングは、ウォーターダイレクト及び当社との間で重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式交換において、両社とも算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

#### (5) ウォーターダイレクトにおける利益相反を回避するための措置

ウォーターダイレクトは、ウォーターダイレクトの親会社である光通信が、当社の発行済株式総数の78.9%（間接保有分を含む）を保有し、当社を連結子会社としていること、及び当社の代表取締役社長である萩尾陽平氏をウォーターダイレクトの取締役に招聘していることから、利益相反を回避するため、以下のよう な措置を講じております。

① ウォーターダイレクトにおける利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

ウォーターダイレクトは、本株式交換がウォーターダイレクトの少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成 27 年 11 月 19 日に、光通信及び当社との間で利害関係を有しない外部の有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）、福崎真也氏（弁護士、番町スクエア法律事務所）及び鳥羽史郎氏（会計士、鳥羽公認会計士事務所）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a) 本株式交換の目的の正当性（ウォーターダイレクトの企業価値の向上に資するかを含む）、(b) 本株式交換における本株式交換比率の公正性（本株式交換比率の決定過程の妥当性を含む）(c) 本株式交換の手続の適正性（本株式交換において、適法かつ公正な手続を通じウォーターダイレクトの株主の利益への十分な配慮がなされているか）、(d) これらの点を踏まえ、本株式交換に係る意思決定がウォーターダイレクトの少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問したとのことです。

結果、第三者委員会は、本株式交換によりウォーターダイレクトが当社を完全子会社とする手続きを行うことについて、ウォーターダイレクトの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、平成 28 年 4 月 14 日付で、ウォーターダイレクトの取締役会に対して提出したとのことです。

② 利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

ウォーターダイレクトの取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社 3 社の取締役を兼務している和田英明氏、直近まで光通信の従業員を兼務していた形部孝広氏、光通信の従業員を兼務している杉田将夫氏、当社の代表取締役及び当社の重要な連結子会社 4 社の取締役を兼務している萩尾陽平は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係るウォーターダイレクトの取締役会の審議及び決議に参加していません。

また、ウォーターダイレクトの監査役 3 名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成28年4月15日現在）

	株式交換完全親会社 (ウォーターダイレクト)	株式交換完全子会社 (当社)
(1) 名称	株式会社ウォーターダイレクト	株式会社エフエルシー
(2) 所在地	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1	東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号 神宮前M-SQUARE 3F
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役執行役員社長 樋口 宣人	代表取締役社長 萩尾 陽平
(4) 事業内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配	各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営
(5) 資本金	1,254,876千円 (平成28年3月31日現在)	226,884千円
(6) 設立年月日	平成18年10月	平成16年2月
(7) 発行済株式数	8,301,400株 (平成28年3月31日現在)	普通株式 25,782株 A種優先株式 56株
(8) 決算期	3月末	2月末
(9) 従業員数	223名(連結) (平成28年3月31日現在)	266名(連結) (平成28年3月31日現在)
(10) 主要取引先	四国化工機株式会社 プレミアムウォーター株式会社 他	株式会社ウォーターダイレクト テレコムサービス株式会社 他
(11) 主要取引銀行	株式会社みずほ銀行 株式会社横浜銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行	株式会社りそな銀行
(12) 大株主及び持株比率	株式会社総合生活サービス 37.5% 株式会社光通信 15.9% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズ アイ六号投資事業有限組合 13.0% ピグマリオン1号投資事業有限責任組合 4.1% 日本テクノロジーベンチャーパートナーズ P2号投資事業組合 3.3% (平成28年3月31日現在)	<u>普通株主</u> 株式会社コンタクトセンター 69.3% 株式会社光通信 9.7% 萩尾 陽平 6.4% 金本 彰彦 3.9% 株式会社サイサン 1.9% <u>A種優先株主</u> 株式会社コンタクトセンター 100%

(13) 当事会社間の関係						
資 本 関 係	ウォーターダイレクトと当社の間には、特筆すべき資本関係はありません。 なお、光通信は、ウォーターダイレクトの発行済株式総数の 53.4%（間接保有分を含む）、当社の発行済株式総数の 78.9%（間接保有分を含む）を保有しております。					
人 的 関 係	ウォーターダイレクトは、当社の萩尾代表取締役社長を取締役に招聘しております。					
取 引 関 係	ウォーターダイレクトは、当社の子会社である株式会社プレミアムウォーターと製品をOEMで供給することに関する基本契約を締結し、製品をOEM供給しております。					
関連当事者への 該 当 状 況	当社は、ウォーターダイレクトの親会社である光通信の子会社であり、関連当事者に該当します。					
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期 (千円)	ウォーターダイレクト（連結）			当社（連結）		
	平成 25 年 3 月期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 25 年 2 月期	平成 26 年 2 月期	平成 27 年 2 月期
純 資 産	—	—	2,253,485	△393,179	275,495	30,667
総 資 産	—	—	8,330,562	3,568,744	3,882,648	3,164,267
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	—	—	270	△18,627	12,164	1,286
売 上 高	—	—	10,051,510	15,048,564	12,859,551	8,973,476
営 業 利 益	—	—	159,889	△262,793	548,090	△352,403
経 常 利 益	—	—	130,691	△305,369	466,406	△413,012
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	—	—	27,004	△369,201	222,185	△478,056
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額又は1株当たり当期純 損 失 金 額 ( △ )	—	—	3.32	△17,803.96	10,003.12	△20,981.13
1 株 当 た り 配 当 金 ( 円 )	—	—	0.00	0.00	0.00	0.00

(注) ウォーターダイレクトは平成 27 年 3 月期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。ウォーターダイレクトの平成 28 年 3 月期、当社の平成 28 年 2 月期の業績見込みについては、後述の「(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績」をご参照ください。

5. 本株式交換後の状況

本株式交換後に、会社分割（吸収分割）による持株会社化及び商号変更を予定しておりますが、平成 28 年 7 月 1 日予定の本株式交換効力発生直後の状況は以下のとおりです。

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	株式会社ウォーターダイレクト
(2)	所 在 地	山梨県富士吉田市上吉田 4597 番地の 1
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 萩尾 陽平 ※(注)
(4)	事 業 内 容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配 各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営 等
(5)	資 本 金	現時点では確定しておりません。
(6)	決 算 期	3月末
(7)	純 資 産	現時点では確定しておりません。
(8)	総 資 産	現時点では確定しておりません。

(注) 平成 28 年 6 月 25 日開催予定のウォーターダイレクト定時株主総会及び臨時取締役会決議を経て、代表取締役社長に萩尾陽平が就任予定であります。詳細は、ウォーターダイレクトが平成 28 年 4 月 15 日付でリリースした「代表取締役の異動及び役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績

株式会社ウォーターダイレクト（当期連結業績予想は平成 27 年 11 月 12 日公表）

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 28 年 3 月期)	13,000	△200	△250	△185
前期連結実績 (平成 27 年 3 月期)	10,051	159	130	27

株式会社エフエルシー

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (平成 28 年 2 月期)	8,343	△854	△952	△1,080
前期連結実績 (平成 27 年 2 月期)	8,973	△352	△413	△478

### Ⅲ. 本会社分割

#### 1. 本会社分割の目的

「Ⅰ. 本経営統合 1. 本経営統合の背景及び目的」をご参照ください。

#### 2. 持株会社体制への移行の手順

「(別紙1) 本経営統合のスキーム概要図」をご参照ください。

#### 3. 分割する事業部門の事業内容

本会社分割の効力発生日の前日において、ウォーターダイレクトが営んでいる宅配水事業に関する権利義務の全部（子会社株式を含みます）。

#### 4. 本会社分割後の分割会社及び承継会社の状況（予定）

	分割会社	承継会社
(1) 商 号	株式会社プレミアムウォーターホールディングス (平成 28 年 7 月 1 日付けで、「株式会社ウォーターダイレクト」より商号変更)	株式会社ウォーターダイレクト (平成 28 年 7 月 1 日付けで、「株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社」より商号変更)
(2) 所 在 地	山梨県富士吉田市上吉田 4597 番地の 1	山梨県富士吉田市上吉田 4597 番地の 1 (平成 28 年 7 月 1 日付けで、「東京都品川区大崎四丁目 1 番 2 号」より所在地変更)
(3) 代 表 者 及 び 役 員 の 就 任 予 定	代表取締役社長 萩尾 陽平 代表取締役 CFO 長野 成晃 取締役 形部 孝広 取締役 和田 英明 取締役 村口 和孝 取締役(社外) 藤野 英人 取締役(社外) 平井 亮子 監査役(常勤) 加藤 次夫 監査役(社外) 高橋 邦美 監査役(社外) 内田 正之 監査役 杉田 将夫	代表取締役社長 長野 成晃 (代表取締役以外は未定)
(4) 事 業 内 容	持株会社としてのグループ会社の経営管理等	ナチュラルミネラルウォーターの宅配
(5) 資 本 金	1,254,876 千円	100,000 千円
(6) 設 立 年 月 日	平成 18 年 10 月	平成 28 年 4 月 18 日
(7) 発 行 済 株 式 数	8,301,400 株 (平成 28 年 3 月 31 日現在)	2,000 株
(8) 決 算 期	3 月末	3 月末
(9) 純 資 産	未定	未定
(10) 総 資 産	未定	未定

#### 5. 今後の見通し

株式会社プレミアムウォーターホールディングスは、子会社からの経営指導料及び配当収入等が主となり、費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能・その他の本事業以外の事業に係るものを中心となる予定であります。



#### IV. 商号変更

1. 商号変更の目的「I. 本経営統合 1. 本経営統合の背景及び目的」をご参照ください。

#### 2. 新商号

平成 28 年 5 月 13 日開催予定の臨時株主総会において、定款変更が承認されること、並びに、本株式交換及び本会社分割の効力が発生することを条件に、次のとおり商号を変更する予定です。

株式会社プレミアムウォーターホールディングス（英文表記：Premium Water Holdings, Inc.）

#### 3. 変更予定日

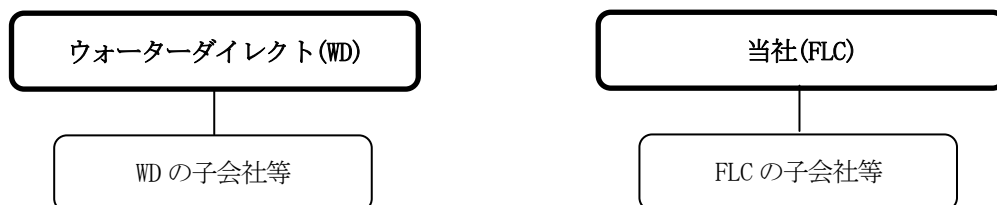
平成 28 年 7 月 1 日

以上

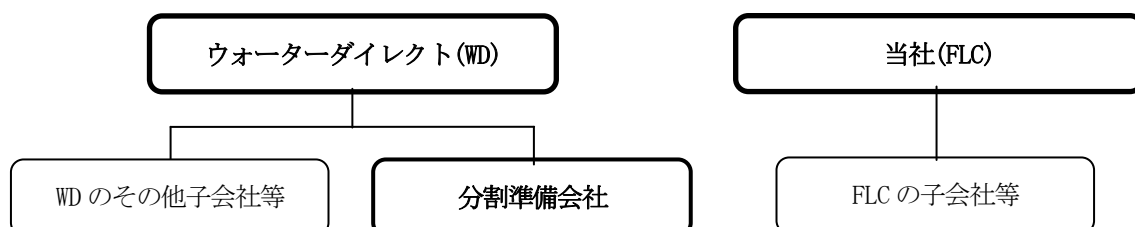
(別紙1) 本経営統合のスキーム概要図

①から⑧の順に進む予定です。但し、⑥と⑦は同日となる予定です。

① 現状 (平成28年4月15日現在)



② ウォーターダイレクトによる分割準備会社の設立 (平成28年4月予定)

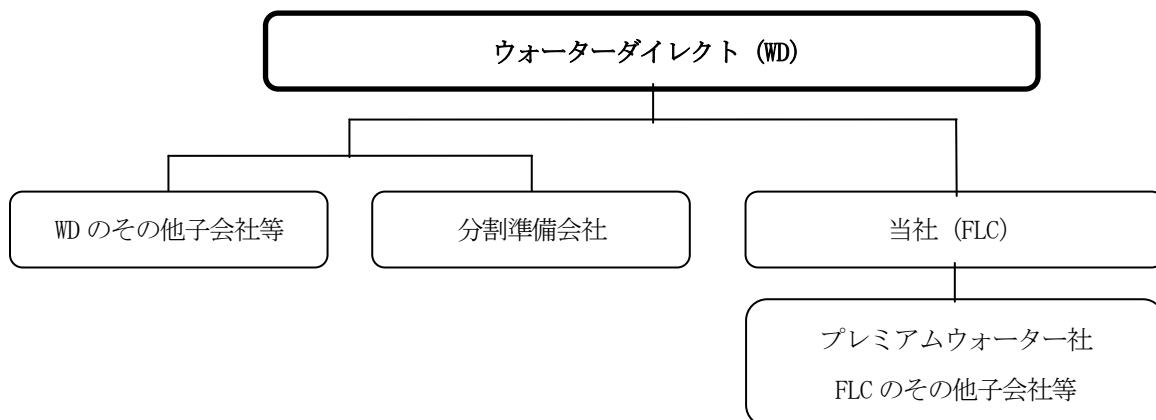


③ 光通信によるウォーターダイレクト株式及び新株予約権に対する公開買付け開始 (平成28年5月予定)  
公開買付け期間32営業日を予定; ④により割り当てられる新株予約権も対象となります。

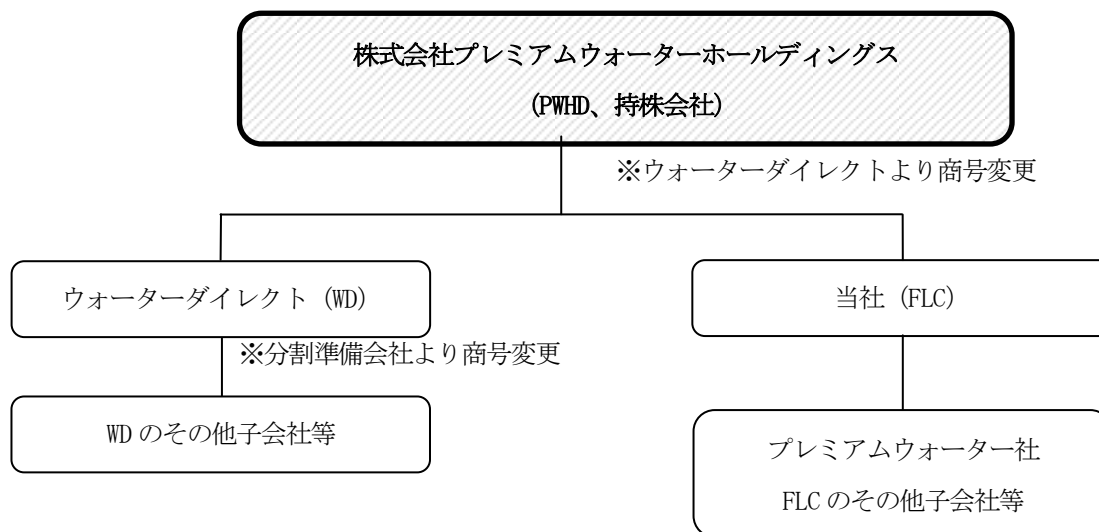
④ ウォーターダイレクトによる新株予約権の株主割当て (効力発生) (平成28年6月予定)

⑤ 光通信によるウォーターダイレクト株式及び新株予約権に対する公開買付け終了 (平成28年6月予定)

⑥ ウォーターダイレクトを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換 (効力発生) (平成28年7月予定)



⑦ 会社分割による持株会社体制への移行（効力発生）（平成 28 年 7 月予定）



⑧ 新株予約権（④で割当てを行ったもの）が行使されることによる株主資本の増強及び資金調達（平成 28 年 7 月予定）

新株予約権の株主割当ては、③において行っておりますが、新株予約権を行使いただくことによる払込みは、本公開買付け（⑤）の後で、かつ、④の効力発生の後となります。

（注）

別紙 1 は、ウォーターダイレクトによる平成 28 年 4 月 15 日付「当社と株式会社エフエルシーとの経営統合並びに株式交換契約締結の合意、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」から転載しております。

以上

(別紙2) 本株式交換に際してウォーターダイレクトが発行する新株予約権の発行要項

1. 第6回新株予約権

(1)	新株予約権の数	1,402個
(2)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>ウォーターダイレクト普通株式743,060株(新株予約権1個につき、ウォーターダイレクト普通株式530株)</p> <p>なお、ウォーターダイレクトが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3)	新株予約権の払込金額等	<p>本株式交換に際し、当社の第2回新株予約権1個に代えて、ウォーターダイレクトの第6回新株予約権1個を、当社の第2回(その2)新株予約権1個に代えて、ウォーターダイレクトの第6回新株予約権1個を、それぞれ交付する。</p>
(4)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(240,000/530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、ウォーターダイレクト普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、ウォーターダイレクト普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はウォーターダイレクト普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはウォーターダイレクトの発行済普通株式総数からウォーターダイレクトが保有する普通株式に係る自</p>

		己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ウォーターダイレクトが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
(5)	新株予約権を行使することができる期間	平成28年12月20日から平成36年12月17日まで。
(6)	新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクト子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクト子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ③新株予約権1個あたりの一部行使はできない。
(7)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8)	新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。
(9)	新株予約権の取得事由及び条件	ウォーターダイレクトは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ウォーターダイレクトが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ウォーターダイレクトが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ウォーターダイレクトが、合併（ウォーターダイレクトが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数

		<p>をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。</p>
(11)	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

2. 第7回（その1）新株予約権

(1)	新株予約権の数	1,500個
(2)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>ウォーターダイレクト普通株式795,000株（新株予約権1個につき、ウォーターダイレクト普通株式530株）</p> <p>なお、ウォーターダイレクトが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3)	新株予約権の払込金額等	本株式交換に際し、当社の第3回（その1）新株予約権1個に代えて、ウォーターダイレクトの第7回（その1）新株予約権1個を交付する。
(4)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記（2）で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金（200,000/530）円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、ウォーターダイレクト普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ウォーターダイレクト普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はウォーターダイレクト普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{1株当たりの時価}}$ <p style="text-align: center;">既発行株式数+新規発行株式数</p> <p>上記算式において、「既発行株式数」とはウォーターダイレクトの発行済普通株式総数からウォーターダイレクトが保有する普通株式に係る</p>

		自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ウォーターダイレクトが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
(5)	新株予約権を行使することができる期間	平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。
(6)	新株予約権の行使の条件	新株予約権1個あたりの一部行使はできない。
(7)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8)	新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡を行うことができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。
(9)	新株予約権の取得事由及び条件	ウォーターダイレクトは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ウォーターダイレクトが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ウォーターダイレクトが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ウォーターダイレクトが、合併（ウォーターダイレクトが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額



		<p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。</p>
(11)	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

3. 第7回（その2）新株予約権

(1)	新株予約権の数	1,000個
(2)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>ウォーターダイレクト普通株式530,000株（新株予約権1個につき、ウォーターダイレクト普通株式530株）</p> <p>なお、ウォーターダイレクトが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3)	新株予約権の払込金額等	本株式交換に際し、当社の第3回（その2）新株予約権1個に代えて、ウォーターダイレクトの第7回（その2）新株予約権1個を交付する。
(4)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記（2）で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金（200,000/530）円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、ウォーターダイレクト普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × （1/分割・併合の比率）</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、ウォーターダイレクト普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はウォーターダイレクト普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額＝</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはウォーターダイレクトの発行済普通株式総数からウォーターダイレクトが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ウォー</p>

		ターダイレクトが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
(5)	新株予約権を行使することができる期間	平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。
(6)	新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクト子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクト子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。 ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。 ③新株予約権1個あたりの一部行使はできない。
(7)	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8)	新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡を行うことができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。
(9)	新株予約権の取得事由及び条件	ウォーターダイレクトは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 ①ウォーターダイレクトが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 ②ウォーターダイレクトが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	ウォーターダイレクトが、合併（ウォーターダイレクトが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 ①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

		<p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（２）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（４）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（５）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（７）に準じて決定する。</p> <p>⑦新株予約権の取得条項 上記（９）に準じて決定する。</p> <p>⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（６）に準じて決定する。</p>
(11)	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合の取扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

4. 第8回新株予約権

(1)	新株予約権の数	2,723個
(2)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>ウォーターダイレクト普通株式1,443,190株(新株予約権1個につき、ウォーターダイレクト普通株式530株)</p> <p>なお、ウォーターダイレクトが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3)	新株予約権の払込金額等	本株式交換に際し、当社の第4回新株予約権1個に代えて、ウォーターダイレクトの第8回新株予約権1個を交付する。
(4)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(200,000/530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、ウォーターダイレクト普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1/分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、ウォーターダイレクト普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はウォーターダイレクト普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはウォーターダイレクトの発行済普通株式総数からウォーターダイレクトが保有する普通株式に係る</p>

		自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、ウォーターダイレクトが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。
(5)	新株予約権を行使することができる期間	平成29年4月15日から平成39年3月31日まで。
(6)	新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権者は、平成28年8月31日及び平成29年2月28日のいずれの時点においても、ウォーターダイレクト及びウォーターダイレクトの関係会社におけるウォーターサーバー事業の総保有顧客数合計が下記(a)(b)に掲げるいずれの水準をも満たした場合に限り、行使することができる。</p> <p>(a)平成28年1月31日時点の当社当社及び当社の関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成28年8月31日時点のウォーターダイレクト及びウォーターダイレクトの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が60%以上増加したこと。</p> <p>(b)平成28年1月31日時点の当社及び当社の関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成29年2月28日時点のウォーターダイレクト及びウォーターダイレクトの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が120%以上増加したこと。</p> <p>なお、当該条件はウォーターダイレクトが合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）によって消滅会社、存続会社、完全親会社、完全子会社、分割会社、承継会社となった場合のいずれにおいても適用するものとする。</p> <p>また、平成28年8月31日又は平成29年2月28日の各時点より前にウォーターダイレクトによる組織再編行為が行われ、当該組織再編行為の効力が生じた場合は、各時点における保有顧客数合計値は、組織再編行為後のウォーターダイレクト及びウォーターダイレクトの関係会社の保有顧客数合計とする。</p> <p>なお、本(6)において、「関係会社」とは、親会社、子会社、関連会社及び親会社の子会社を意味するものとする。</p> <p>②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。</p> <p>但し、ウォーターダイレクト又はウォーターダイレクトの関係会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りではない。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>④新株予約権1個あたりの一部行使はできない。</p>
(7)	新株予約権の行使	①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金

	により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	<p>の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(8)	新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得について、ウォーターダイレクトの取締役会の承認を要する。
(9)	新株予約権の取得事由及び条件	<p>ウォーターダイレクトは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日をもって、当該日において未行使の新株予約権の全部を新株予約権1個当たり2,156円の金銭を交付するのと引換えに取得することができる。</p> <p>①ウォーターダイレクトが消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合</p> <p>②ウォーターダイレクトが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合</p>
(10)	組織再編等の際の新株予約権の取扱い	<p>ウォーターダイレクトが、合併（ウォーターダイレクトが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p>

		<p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。</p> <p>⑦新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。</p> <p>⑧その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。</p>
(11)	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

以 上